

近接民有地の地権者への相談に係る事務的通知制度について

西尾駅西 B 地区市有地活用事業公募型プロポーザルにおいて、事業者が希望する場合には、事業者から近接民有地の地権者への相談希望があったことを、市が当該地権者へ事務的に通知することができます。

市による通知を希望する事業者は、別紙「近接民有地の地権者への相談に係る事務的通知制度利用届」及び「事業者概要が分かるもの（パンフレット等）」を提出してください。

市が内容を確認後、以下の事項を該当する地権者に通知します。

- (1) 事業者名
- (2) 担当者名
- (3) 所属・役職
- (4) 電話番号
- (5) E-mail
- (6) 所在地又は地番
- (7) 相談概要

提出先 〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地 西尾市都市整備部都市計画課

※ 本制度の利用は任意です。

※ 市は、事業者の同意に基づき、相談対象地の地権者に対し、事業者から相談希望があったこと及び事業者名、担当者名、連絡先、相談対象地、相談概要を事務的に通知します。

※ 地権者との土地の取得又は使用に関する協議が整うことを市が約束するものではありません。

※ 近接民有地の取得に関する所有者との交渉、売買契約の締結、登記手続き、測量費用、取得費用その他関連する一切の費用及び手続きは、全て事業者の責任と費用負担において行ってください。

※ 市は、近接民有地の取得又は使用の実現、地権者との協議、面談調整、契約条件の調整、事業者の信用等について、保証、推薦又は関与するものではありません。

※ 本制度の利用の有無は、事業者の評価又は選定を保証するものではありません。

※ 近接民有地を提案範囲に含める場合は、事業手法提案書提出時（実施要項 P13 参照）に「近接民有地範囲届出書」を添付し、希望範囲を明確化してください。

※ 確認のため、市から事業者へ連絡する場合があります。